

平成 26 年 5 月 27 日  
第 195 回都市計画審議会

## 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の都市計画変更の原案について

### 1 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下「都市計画区域マスタープラン」という。)は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 6 条の 2 の規定に基づき、都道府県が定める都市計画の基本的な方針である。

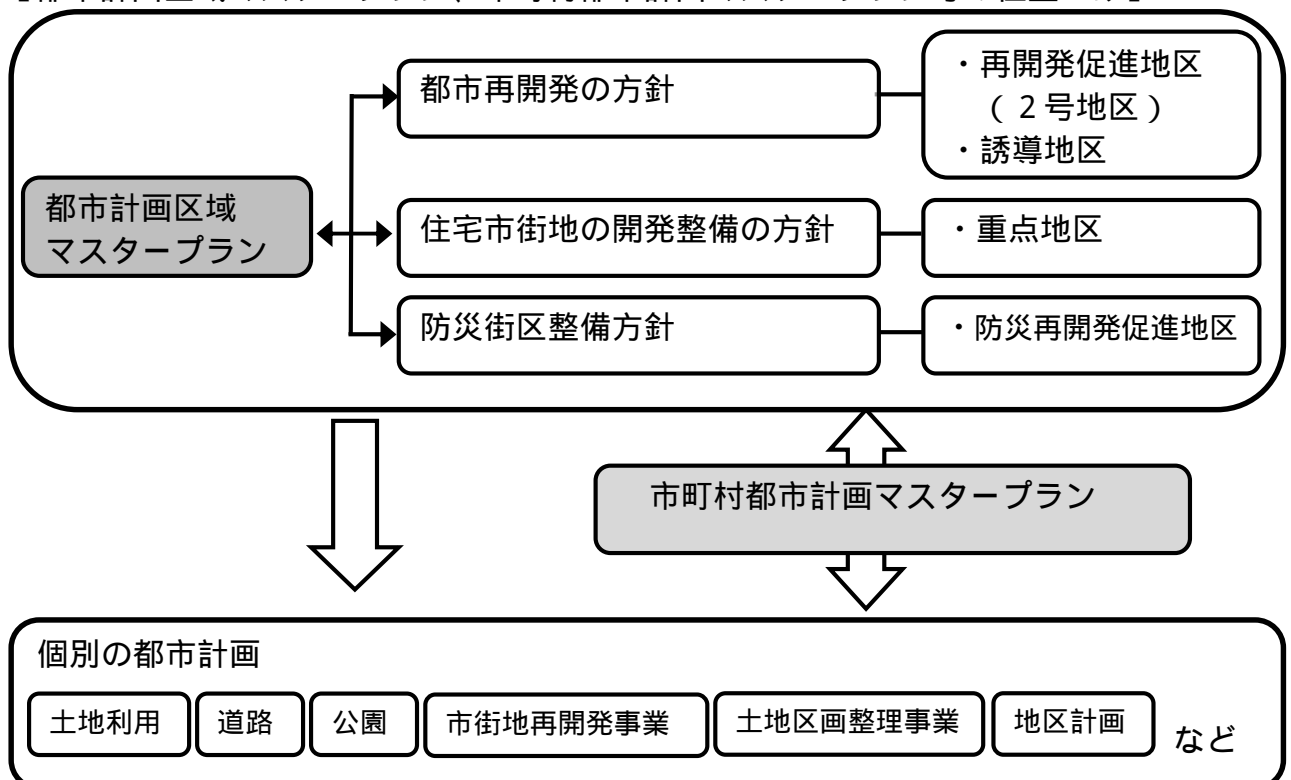
都市計画区域マスタープランには、都道府県が、市町村を超える広域的見地から、都市計画区域全域を対象とした、(1)都市計画の目標、(2)市街化区域および市街化調整区域の区分の方針(練馬区は全域市街化区域に指定)、(3)土地利用、都市施設の整備および市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針を定める。

### 2 都市計画区域マスタープランと市町村都市計画マスタープラン

一方、法第 18 条の 2 の規定に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下「市町村都市計画マスタープラン」という。)は、都市計画区域マスタープランに即して、各市町村がその区域を対象に、より地域に密着した見地から定める都市計画の方針である。そのため、公聴会の開催など住民の意見を反映させるための措置が法に規定されている。

「都市計画区域マスタープラン」、「市町村都市計画マスタープラン」はともに、都市の人口動向等を踏まえ、まちの将来像を示し、個々の都市計画を位置付ける役割を持つものである。

#### 【都市計画区域マスタープラン、市町村都市計画マスタープラン等の位置づけ】



### 3 変更の目的等

現行都市計画区域マスタープランは、平成 16 年 4 月、都市計画決定され現在に至っている。今回の変更は、東京都が社会経済情勢の変化、国の動き、都市づくり関連の計画の策定および改定等を受け、諸政策および諸制度等との整合を図るため行うものである。東京都では、平成 26 年度中の都市計画変更を予定している。

### 4 これまでの経過と今後の予定

《平成 26 年》

5 月 15 日	東京都都市計画審議会中間報告
5 月 16 日	原案の公告・縦覧、公述の申出受付(東京都)
~ 30 日	
5 月 27 日	練馬区都市計画審議会へ原案報告
6 月 24、27 日	公聴会の開催(東京都)
8 月	東京都が区に都市計画変更の案について意見照会
9 月	案の公告・縦覧、意見書受付(東京都)
10 月	練馬区都市計画審議会付議
10 月	東京都へ意見回答
11 月	東京都都市計画審議会付議(東京都)
12 月	都市計画決定・告示(東京都)

### 5 資料

- (1) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)原案の概要
- (2) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(原案)